

○ 日本公庫資金円滑化貸付事業について（平成 23 年 5 月 2 日 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>II 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>5 貸付対象期限</p> <p>本措置及び特例措置が適用される対象は、<u>令和4年9月30日</u>までに貸付けの申込みを受けたものとする。</p> <p>III <u>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等に係る貸付事業について</u></p> <p>第1 目的</p> <p><u>コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、農業者の経営に甚大な影響が発生しており、今後、経営の継続・再建に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</u></p> <p><u>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者の経営の継続・再建に必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</u></p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 対象者</p> <p><u>第1の措置（「本措置」という。以下IIIにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が発生している農業者であって、その</u></p>	<p>II 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>5 貸付対象期限</p> <p>本措置及び特例措置が適用される対象は、<u>令和4年6月30日</u>までに貸付けの申込みを受けたものとする。</p> <p>（新設）</p>

影響を公庫において確認できた者とする。

2 貸付金の使途

本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。

- ① 農林漁業セーフティネット資金
- ② 農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第3に定める資金をいう。）
- ③ 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第2に定める資金をいう。）

3 貸付条件

本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。

4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

5 貸付対象期間

本措置に係る貸付対象期間は、令和4年4月26日から令和5年3月31日までとする。

第3 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源として、国が平成11年度から平成13年度に支出した農林漁業金融公庫出資金の一部を原資とすることとするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則 （令和4年4月26日4経営第299号）

この通知は、令和4年4月26日から施行する。